

右は地面代
一同壺両式歩

右は俄に引き移るにつき別段補

藤吉

一同六兩壺歩式朱

右は家居解き立て引き移るにつき右同断

一同式歩

右は地面代

一同壺両式歩

右は引き移るにつき別段補

次平

一同七兩

右は家居解き立て引き直すにつき右同断

一同式歩

右は地面代

一同壺両式歩

右は引き移るにつき別段補



現在の三丁分の遠望

すると、藩はこの四軒の家の移転費として合計四一兩二朱を負担している。そのうち、家の解体費は三二兩二歩二朱をしめ、もつとも多い。山田儀右衛門は「撰津守殿足輕」とあるので蓮池藩士である。ほかは本藩の農民であると思われる。彼等は「自力にて行き届き難き、「引直しにつき」、「入具銀」(必要経費)の提供を求めたのである。

注 (1) 天保五年(一八三四)南部長恒の著わした『疏導要書』の地図に三丁分について「三丁分ト云揚地ナリ」とある。

(2) 『鍋島直正公』第三編・第四編

(3) 『御威方諸控』(蓮池藩) 天保十五年三月六日

八 諸富津の問屋と遊女

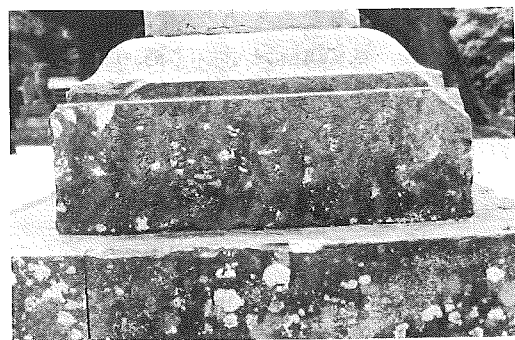
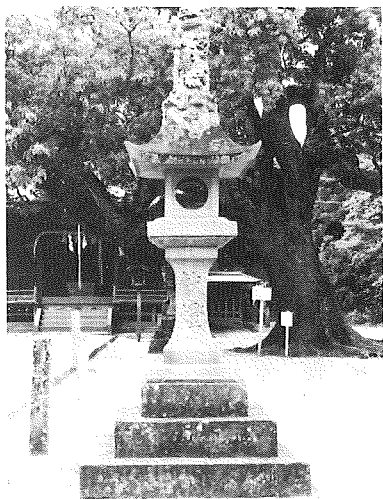
(一) 諸国問屋の成立と遊女

(1) 寛政元年(一七八九)幕府巡見使の来佐に備えて佐賀藩が作製した模範解答書「上使より御尋ねによる御答書」

一 船繋り能き浦々何程これあるやの事

諸富津と申所は船繋りの勝手宜しく御座候、此の外の浦々は遠浅荒磯等にて船繋能浦御座なく候

先年より久留米
 (領) 若津 (福岡
 県大川市) 近比は
 柳川藩浜口 (福岡
 県大川市) と申す
 新地相立ち繁昌仕
 り、年中出入りの
 旅船いらい弥増し右の場
 所へ相着く
 とあるような対岸の
 隣藩領の港の繁栄ぶ



大堂神社の献灯
 大堂神社の境内の台座には、航海の安全を
 祈って石灯を献じた。諸富津に出入した多
 くの千石船の船名と船頭名が彫られている。

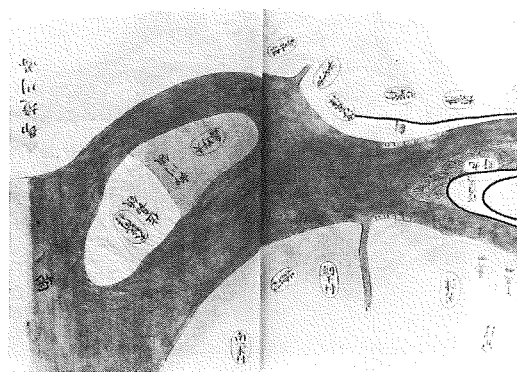
て、いままで「零落」していた諸富津の景気がよくなると思われるので是非これを許可してほしいと願いでたのである。

藩は判次郎の願いを認め、当津に「旅女」の滞在を認めた。もつとも「御領内の者取り交ぜ」といつているので佐賀藩領内の女性も働ったと思われる。「旅女」を置いたのは「御国者ばかりには不弁利の由」つまり、佐賀領内の女性だけでは数が不足したこともあったであろう。諸富津の問屋が旅女の滞在を願ったのは同書天明七年(一七八七)十二月の条の一節に

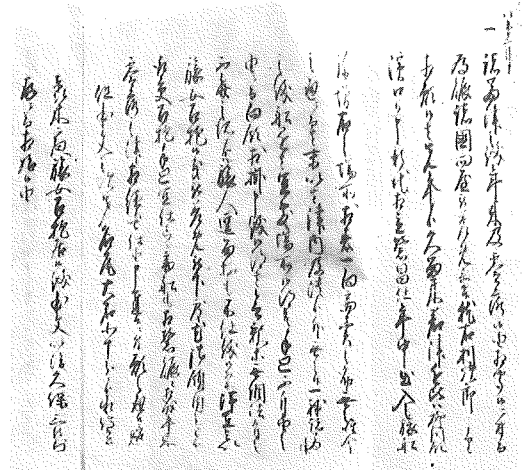
諸富津之儀、年来零落に及び候由相聞え候につき、賑いのため諸国問屋差し免され候、右について問屋判次郎と申者より諸富津は一体船懸り宜しき場所に候えども、手廻わし不自由にて出入の旅船向領え相懸り候て、諸富津えは旅人滞留等も仕らず、一向商売の筋これなく、末以ては津内潰るに及ぶよりほか御座なく候条、滞在を以て旅女召し抱え候儀さし免されたく、もつとも御領内のもの取り交ぜて召し抱え、手廻わし宜しく仕り候わば、商船も相繋ぎ、賑いに相成り、年来零落の津相続仕るべき由願い奉り候について、願いの通りこれを差し免さる。

つまり、問屋判次郎は「諸国問屋」を諸富津に設けても「手廻わし不自由」(サービスが悪い)では出入する「旅船」(他領の船)が「向領」(対岸の若津の意)に碇泊し、旅人が諸富津に滞在しない様子であるから、当津が没落する心配があるので、「旅女」(他領の女)を召し抱えることを許してほしい。そしたら商船がさかんに出入し

とある。筑後川に面した諸富津は水深も深く大中島が東方にあるため波静かで船の碇泊に適した佐賀領内唯一の良港だった。しかし、領内取引だけでは「零落」(さびれる)傾向にあったので、この港の繁栄を企図して安永四年(一七七五)「諸国問屋」を設けることになった。これについては『泰国院様(八代藩主鍋島治茂)御年譜地取』安永四年十二月二十二日の条に次のように記している。



『疏導要書』に記された諸富津、大中島、若津



『泰国内様御年譜地取』天明7年(1787)12月の条

りがまた多分に影響している。

『米府年表』によると、久留米有馬藩主七代有馬頼僮が羽大塚(福岡県筑後市)の遊女を若津に移したのは宝暦元年(一七五一)である。

ともあれ、「旅女」を諸富津に滞在させたのは、もっぱら「旅船」を碇泊させ「旅人」を滞在させるためであったから、『泰国内様御年譜地取』安永四年十二月二十二日の条にあるように「御領内の者」が「心得違い」をして「遊山体」に赴くことは「給人」(武士)に限らず一般領民でも厳禁されている。

諸富津に隣接した蓮池藩では、とくにこれを警戒して翌安永五年二月、領民に対して次のような触書をだしている。(3)

去年より川副諸富津え諸国問屋相建てられ、右問屋え旅女相抱え置き候儀差し免され候、右について御私領(蓮池藩領の意)の百姓町人遊山のため、右の所へ罷り越さざる様仰せつけられ候、御家中の人召仕たりとも一向(絶体)右遊所罷り越さざる様申しつけらるべく候、自然(もし)相背き候輩これあり候わば吃度其仰せつけらるべく候(後略)さらに追加して

且又、右女共協方者呼び入れ候風聞これあり候、自然(もし)御私領罷り通り候節、町家其外え立ち寄り休息致し候儀もこれあり候わば早速罷り通し候様致すべく候、暫くも罷り在り候ては紛らわしき儀もこれあるべく候(後略)すなわち、蓮池藩では領内の家中、召仕、百姓、町人を問わず、諸富津の遊郭に赴くことを禁じているばかりでなく、当所の遊女が領内を通行する際、長く休憩することすら許していない。しかし一方では、佐賀藩領内の者のなかには諸富津の遊女を招いて宴遊するものもいたことも推察される。そのうち、安永九年(一七八〇)諸富津の半次郎により諸国問屋一カ所がさらに増設されている。(4)下つて天明七年(二七八七)六月三日、本藩請役所がだした達書の(5)の一節に

川副東郷諸富津の儀、旅船入湊の場所につき、旅女召し抱え候儀、先年差し免され候えども、其後御停止仰せつけられ候、然しながら、右津の儀、別して船繋り宜しく出入り自由の湊候故、抱女差し免し置かれ候えば、格別旅船多く相着き、売買手広く段々繁栄致し候所、御停止已後は衰微に及び、今の通り閑かれ候わば、亡津(衰微した港)に罷り成るべき趣相聞え、其通りにては容易ならざる事にて、脇々二相並ばざる場所故、(ほかの所は違った場所だから)此度格段の訊聞し召され遊女滞在さし免され候

とある。これによると安永四年以後のある時点で当津で遊女を抱えることが禁止されたが、そのため「旅船」が一向によりつかず、対岸の若津にもつばら集り、諸富津はさびれるばかりだったので天明七年に旅女の滞在をふたたび許可している。これは同年二月二十日、川副東郷大庄屋吉富新兵衛が藩庁に提出した願書の(6)の一節に
去る未年(安永四年)問屋共より願いにより旅女召し抱え候儀差し免され置候処、其已後御停止に相成り候故(中略)旅船一向廻着仕らず、稀に舟相繋ぎ候ても旅客皆以て向領若津へ相つき、彼の地に於て売船仕り候に

つき、抛よんどころなく御領内商人共も抜け抜け罷り越し、自然御国の金銀相運び候様相成り、猶又、近年若津繁昌致し候、右の次第につき諸富津の儀、日を追い衰微いたし渡世を失い零落仕り、難儀の余りには少々なり共旅船相つき候様々々(こつそり)旅女共相雇い候儀もこれあり候様相聞え、其あり方手当て仕る儀に候えども、中々行き届きかね此末成られ難き筋にも相成るべし(中略)

とあるように、問屋のほかには法網をくぐって旅女を雇うものもでていいる。藩が旅女の再置を認めざるをえなかつたのはこのような事態も影響していいるであろう。同書によると藩は次のような条件で「旅女」を雇うことを認めていいる。

- (1) 旅客歓待のため召し抱えた女であるから、「御家中」(本藩の士)や陪臣が心得違いで「遊山」に赴いたら格別重く「御手当て」(処罰)する。
- (2) 「抱女」を領内の者へ「遊山」相手にさしだした家主は居屋敷を没収し、徒罪ずざい(懲役刑)に処する。また「脇方」(この場合は諸富津以外の場所)に「抱女」をよんで「遊山」させた場合はその宿主も同様の「御手当て」をする。
- (3) 「抱女」の人数と備付の滞在帳の数に照らして相違がないか大庄屋・別当などが立ち入って調査する必要があるが、これらの役人は従来の服務してきた仕事があつて、「常住在宿」することができないので、一、二名の「不断」場所を離れない専任の監督を設ける

『泰国院様御年譜地取』天明七年七月十六日の条には、このとき滞在を許可された遊女の数や遊女屋について次のように記していいる。

次のように記していいる。

今度津内賑いのため抱女六十五人滞在差し免されおき候、右につき同所旅人そのほか船宿仕り候武十・丈五郎・菊右衛門・松右衛門四人の者共より右旅女召し抱え候儀さし免されたく、もつとも武十・丈五郎兩人はかねて客屋御免成し置かれ候えども、菊右衛門・松右衛門は此節、客屋の儀も同様御免し下され度く、かたがた願ひの趣、当役(請役家老)承り届けその通り差し免され候条(後略)

すなわち「抱女」数は六五人でこれをおくことを許された宿屋は武十・丈五郎・菊右衛門・松右衛門の四名の経営する客屋や船宿だったのである。なお同書、同八年七月二十一日の条によると「客屋四軒」から「旅女滞子の儀」の願ひ出を許可した代償として「冥加銀壹ヶ年に銀貳百目」を藩の「關所方」に納入するように命じ、これを以て「旅女」を滞在させていいる「客屋四軒」が「猥りの儀」これないかを「心遣」(監督)する円蔵そのほか一名者の手当てにあてた。

先述したように諸富津に旅女の滞在を許可したのは旅船誘致のためであつたので、佐賀藩の一般領民はいうまでもなく、本藩や支藩の武士が同津の「旅女」と遊ぶことは厳禁されていた。それにもかかわらず、佐賀本藩や支藩の武士や領民のなかにはこれに違背する不届者がたのである。たとえば『蓮池藩科人帳』によると、寛政元年(一七八九)六月二十九日、同藩土原口平次兵衛・片田江次左衛門の両名は

諸富津え家中下々まで慰み体に罷り越さざる様かねてきびしく申しつけ置き候えども(中略)去来毎度右津に罷り越し候内(中略)其末酒など給へ候上、抱女共召し呼び役筋の主意承り合ひ候儀これなく、とやかに給へ酔い女共留め置き一宿致し遊興に流れ、翌晩帰り候由と白状したので

不埒の申し分、かたがた役方を忘却せしめ近来不届きの至りに候

というので牢人を命じられている。これは役頭の命により諸富津に視察に赴いたこの二名の蓮池藩士が公務を忘却して飲酒し、「抱女」と遊興し一泊したというので、とくに重い刑に処せられたのである。

しかし、そのあとも、この禁令を犯すものが後を絶たなかったようので、蓮池藩が文政七年（一八二四）領内にだした八カ条の触達の第一条に⁽⁷⁾

一 御家中下々まで他領遊所は勿論諸富津抱女等これある場所罷り越し遊宴候儀、かねて御停止おかれ候処、近年緩^{ゆる}せに相成り、抜々^{ぬけぬ}（こつそり）罷り越し候者もこれあるやに相聞え、甚だ以て宜しからざる儀候条、吃^き度御法相守り候様、自然（もし）相用いざるものこれあるにおいては、尚又、綿密に御穿鑿に及ばされ其^し仰せつけられ候事

となつて、これを戒めている。それにもかかわらず、同年、同藩士杉野儀助は諸富津へ数回赴いて「女遊」したことが発覚して三か月間の蟄居^{ちげま}（家庭謹慎）を命じられている。それで蓮池藩では法を犯して諸富津の遊郭に赴く家臣に対してはその知行高を減ずる処置までとっている。『蓮池藩請役所日記』天保六年（一八三五）十二月二十九日の条の一節には

諸富津女遊についての御手当（処罰）是までは式割減石仰せつけられ来り候処、先祖より相続の知行、一時の遊興にて永代減地相成り候義甚だ気の毒に思し召され候、もつとも右の御法御先代様より相定めさせらる義に候えども、自餘に見競べ候えば罪科より御手当過当にも相見え候につき、これまで手^{じま}り仰せつけられ候人々年数相立ち候か、其後の勲功により減地差し返えされ候ては然るまじき哉

とある。これによると天保六年以前において同藩では諸富津に「女遊」した同藩士に対して石高の二割を減ずる強硬措置をとったことがわかる。このとき一時の遊興で永久にその家臣を「減地」することは不愆であるとの意見もでたが

女遊一件のみ年数相立ち候わば或は格別の忠節もなき所、減地差し返され候通りにては片釣（不公平）に移り合ひ御勤の御趣意もありかね申すべきか

という主張が大勢をしめ、処罰されてのち、ただ年数が経過しただけで格別の功績もななのに「減地」を元にもどしてやることは行われなかったのである。

(二) 遊女滞在禁止令と諸国問屋

天保元年（一八三〇）襲封した十代藩士鍋島直正は早速、質素儉約、風俗取締りの緊縮政治に着手したが、⁽⁸⁾ 同五年（一八三四）諸富津遊女の廃止を断行している。これについては『直正公譜』同五年十月十四日の条に次のように記している。

一 諸富津諸国問屋相建てられ旅船賑いのため抱女差し免し置かれ候えども、以来吃^{きつ}度相止め、聊^{いささ}、紛しき義などこれなく候様

ただし、右の通り最前（先般）仰せ出され候処、向領繁昌に及び、御領内は衰微すべきなど色々申し立て候向これあり候えども、右件、^世（おとしあな）を国中に設け候訳にて則ち御自分の御科に相当り、津民

立ち行き候道は別段吟味におよぶべき旨仰せ聞けらる由

すなわち、諸富津の遊女の廃止は「向領」（久留米領若津）にその繁栄を奪われることになるという同津問屋の反対をおさえて「抱女」をおかせなかった。諸富津に遊女を残置することは佐賀藩領民をどうしても遊興に誘うことになることは避けられないと判断したからである。安政三年（一八五六）二月二十九日、本藩請役所は次のような触状をだしている。⁽⁹⁾

久留米領若津の儀、別しての御隣単にて御領内の者共動もすれば彼地立ち越し女遊びいたし候につき、吃度其手締りこれある儀には候えども、商売筋等にて立ち越し紛らしき義にこれあり、御締り方届きかね候につき、自今御領内の者共商売向きたり共、

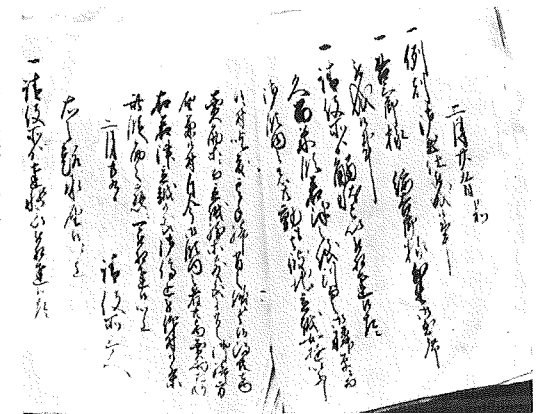
右若津立ち越し候儀御停止仰せつけられ候条、此段筋々懇に相達せらるべき候、以上
すなわち、諸富津の旅女廃止後、佐賀領のものが対岸の久留米藩領若津に女遊びに赴くものが絶えなかったため、これを取り締まるために領内のもものが商用に若津に赴くことすらも禁じている。

しかし、この「抱女」禁止令が諸富津の衰微を招いたのは避けられなかったようで、安政四年（一八五七）十月になると、同津の問屋や仲買は連名で同津の別当久右衛門に次のような願書をだしている。⁽¹⁰⁾その大意は次の通りである。

対岸の若津では昨年より米・塩・綿の「双場会所」を設け手広く商いを始めたので、諸富津に入港していた「旅船」が一向寄港しなかった。それで止むをえず若津に寄港する船を相手に少しずつ商いしている有様で残念千万である。若津では佐賀産の米穀をいながらにして商い、俵につき壹匁五分から二匁の口銭をとって数千両の利益をあげている。だから諸富津に「米市会所」の設置と「飯盛女」の滞在を許可してほしい。「米市会所」ができると他国から商才にたけた商人がきても直接会所と取引はできず、「職株」を有する問屋仲買に依頼することになる。その上旅人は宿泊費そのほかの諸経費が必要だから、旅人との取引は七部は地元の得となる。すると諸富津一帯がうるわうことになる

しかしこの年の願いは許可されなかったと思われ、慶応二年（一八六六）三月、諸富津の問屋・仲買は、また次のような願書⁽¹¹⁾をだしている。

去丑年（慶応元年）四月、当所再興のため米御会所売買差し免し下され度く委細仕法書相添え願ひ立て奉り候（中略）最前も申し上げ候通り、向領増々繁栄の上、新に家屋相建て昨年より部入仕法相始め候処、御用御仕法方とは利足も壹朱方高く、其上引当品には蔵敷まで相掛り候えども、旅船かつ諸邦の商人一流相湊ひ候につき、諸荷物彼地へ召し置き候方売買の便利宜しきにつき、利足蔵敷など餘慶相掛り候ても相厭わず部入方も大繁昌仕り、夫に随ひ塩酒其外下り荷は勿論御国産御米其外の儀もすべて若津において売買取り組み候様相成り、残念ながら口銭其外我々家業所徳の向まで彼地問屋より程々に取り賄われ、只様土地衰微仕り、然る半、当今に至り候ては現米拂底、値段はとも角撫売米にも差し支え、日用凌ぎ兼ね甚だ難渡仕り候、然る所、前断米市之儀は御国米に限らず、旅米取り交ぜ候仕法につき、売買差し免され下さるに於ては、現米の融通相つき、日



佐賀藩請役所触状—安政3年(1856)
2月29日 (須古鍋島家日記)

用の憂これなき儀は勿論、買積船其外諸商人の入り込み多く相成り、土地の繁栄は申し上ぐるにおよばず、自然と諸般相潤い、恐れながら御領中の御弁利とも相成るべきやと存じ奉り候（後略）

これによると、安政四年、慶応元年、同二年と引きつづき諸富津の間屋・仲買は米市会所の設立を願いでいるが、若津問屋は慶応元年にすでに「部入仕法」を始めている。「部入仕法」とは前掲願書に「引当品（抵当物件）には蔵敷まで相掛り」とあることや、『鍋島直正公伝』第四編に「他領より輸入する米穀其他商荷の倉庫部入貸金（担保にいられて金を貸す）方法」と説明しているように倉庫に入れる商品を担保に金を貸す一種の倉庫業である。なお諸富問屋たちは、同願書に「飯盛女」の滞在も次のように願いでている。

惣じて船手渡世の儀は洋中何時の浮沈計り難きについて業合にてそれだけ損益の変化も荒くこれあり候につき、湊々においては危難相遁れ候儀を祝ひ向後の安全を祈り酒宴遊興などに相長じ候習いにつきと、航海は危険を伴うので船乗りたちは港々で遊興する習わしを説き、さらに

飯盛女御差し留めの後は皆以て向領（久留米領若津をさす）え相泥み当津出入の船相減じ、自然と川筋満淺く、当時は（現在は）御国に相限り用向これあり候船々、且、御上米積船にとも、抛よんどろなくまず船は若津川へ相繋ぎ、かたがた旁 向領には御国の御蔭に繁栄いたし、当所はかくまでの御国産これありながら向領のため形の如く亡津ぼんしん（衰微した港）と相成り、年々にては中々大総の御国損相立ち、誠に以て残念千萬歎かわしき次第に御座候、（中略）何卒右の姿情聞し召し啓かれ、土地柄格別の御楯与たたくまを以て米市一同三拾カ年の間滞在の飯盛女差し免し下され候儀は叶わされまじきや（後略）

と船乗りを歓待するためからも三〇カ年を限つての「飯盛女」の滞在を願いでている。

この諸富津問屋の「旅女」滞在願はついに藩庁の許可するところとはならなかったが、「部入仕法」について再度許可したようである。というのは、『直正公譜』安政五年（一八五八）七月十一日の条に

海軍取調方御遺料の儀、銀札仕法等を以て当十月以後より御側において御取り賄い相成る儀候処、大金の御仕法並々之儀にて御行き届かれ難きについては、先年諸富津へ旅米其外諸色部入仕法相始め、其後御取り止め相成り居り候えども、右は至つて手堅き仕法にて旅方より一際御利益御取り入れ相成り御弁利の筋に相見え候につき、則今より右仕法御側において今又相始められ度く御掛硯方より達し出で相成り、其通り仰せつけらるべく候条、猶外向において支える所等はこれなき哉示談に及び候事

とあるからである。また『鍋島直正公伝』第四編にも

然れども、此部入法は堅固なる方法にして商売に便を与えて他領より利益を吸収するものなれば、自今内庫に之を再興して部入仕金を行ふべく掛硯方かきすかたより申し出でしを以て七月七日政府に移して示談を協議せしめ、かくこれを許可する事と相成りたり

とある。すなわち、銀札の発行だけでは海軍費を支弁することができないので、掛硯方かきすかたの申し出によって安政五年（一八五八）には諸富津問屋の「部入仕法」を許可したのである。しかし、当津に遊女を置くことは直正治政下には認可されなかった。それで天保五年の諸富津の遊郭廃止後は対岸の久留米領若津に赴いて「女遊」をして処罰されている例が多い。たとえば、安政五年には成瀬宿（武雄市）の勇吉の子、八十吉が「久留米領若津立ち越し女遊びせしめ候につき」というので「科代夫三拾人の上、叱り」の刑に処せられているし、⁽¹²⁾元治元年（一八六四）五月には蓮池紺屋町（佐賀市蓮池町）の吉蔵が同じ理由で佐賀本藩評定所に出頭を命じられている。⁽¹³⁾

注 (1) 『泰国院様御年譜地取』寛政元年五月九日

(2) 『蓮池藩請役所日記』万延元年(一八六〇)六月二十一日の条には次のような「御副状写」がある。
徳富津諸国問屋之儀、文政七年申年其方へ差し置かれ、当節差し出され候御免状前、運上判銀五拾匁毎歳尖に相納むべき者也
弘化四年末三月

成松万兵衛

徳富津

安右衛門

すなわち、諸富町では諸富津のほか徳富津の安右衛門が文政七年(一八二四)、諸国問屋を認可され、運上判銀五〇匁を納めている。
(3) 同書安永五年二月二十九日

(4) 『泰国院様御年譜地取』安永九年二月

(5) 『触状写』天明七年六月三日

(6) 『泰国院様御年譜地取』天明七年二月二十日

(7) 『蓮池藩請役所日記』文政七年六月七日

(8) 『直正公譜』天保元年五月一日

(9) 『須古鍋島家日記』安政三年二月二十九日

(10) 『乍恐奉願口上覚』安政四年十月(『横尾家文書』)

(11) 『乍恐奉願口上覚』慶応二年三月(右同書)

(12) 『蓮池藩請役所日記』安政五年正月二十三日

(13) 右同書、元治元年五月二十七日

近代

一 明治前期の諸富地方

(一) 明治維新と佐賀の役

1 明治維新と佐賀藩

十五代將軍徳川慶喜の大政奉還から、王政復古の大号令が下った慶応三年(一八六七)の暮れまで、天下の情勢をにらんで慎重であった佐賀藩が、ようやく討幕の旗幟を明らかにしたのは、鳥羽・伏見の戦いで薩長軍が勝利し、討幕派の優勢が決定した後であった。

慶長四年一月七日、慶喜追討令が出されたが、佐賀藩主鍋島直大が、海路兵庫に着き、大阪を経て入京したのは二月二日であった。

二月八日、有栖川宮熾仁親王を大総督とする征東軍が組織されると、佐賀藩は北陸道先鋒隊を命じられた。前